

企画競争実施の公示

令和5年7月19日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 副理事長 木村 典央

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

- (1) 業務名 令和5年度デジタル戦略推進に係る企画業務
- (2) 業務内容 本業務は、第5期中期計画（令和5～9年度）にデジタル戦略が位置付けられ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下、「当機構」という。）の業務の効率化を進めていくにあたり、デジタル領域のコンサルティング事業者の高度な知見や豊富なノウハウをもとに、①デジタル戦略の推進力強化に係る企画業務、②組織的なデジタルリテラシー向上に係る企画業務、③情報システム調達・管理の適正化に係る整理業務を実施することで、デジタル戦略の取組の推進を図ることを目的として実施するものである。詳細は、仕様書のとおりである。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年3月22日まで

2 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和04・05・06年度全省庁統一資格において、「役務の提供等」（等級及び地域は問わない。）の競争参加資格を有している者であること。
- (3) 企画提案書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間において、「関東甲信地区」において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号。以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止、又は国の各省各庁から指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 企業に関する要件

ア 企業の業務実績に関する要件として、平成30年度以降に元請として完了した、国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又はその他法人・団体（従業員数1000人以上のその他の法人・団体に限る。）においてデジタル

戦略に係る検討又はデジタル人材（デジタル技術を活用できる人材をいう。以下同じ。）の育成に係るコンサルティング業務の実績を1件以上有すること。

イ ISO/IEC 27001（ISO 27001）、JIS Q 27001、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマークの認証を取得していること。

(6) 配置予定の総括責任者に関する要件

ア 平成30年度以降に元請として完了した、国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又はその他法人・団体（従業員数1000人以上のその他の法人・団体に限る。）においてデジタル戦略に係る検討又はデジタル人材の育成に係るコンサルティング業務の経験を有する者であること。

イ 次のいずれかの資格を保有又は試験に合格している者であること。

(ア) 独立行政法人情報処理推進機構の資格のうち、以下のいずれか。

- (a) ITストラテジスト
- (b) システムアーキテクト
- (c) プロジェクトマネージャ
- (d) 応用情報技術者

(イ) 公益社団法人日本技術士会の技術士（情報工学部門）又は技術士（総合技術監理部門（情報工学））

(ウ) 特定非営利活動法人ITコーディネータ協会のITコーディネータ

(エ) プロジェクトマネジメント協会（PMI）のPMP

3 手続等

(1) 担当支社等

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー25階

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

本社 経理資金部会計課

電話 045-222-9049

FAX 045-222-9047

電子メールアドレス kaikei.hns@jr-tt.go.jp

(2) 説明書等の交付期間、交付方法及び交付場所

ア 交付期間 本公示の日から令和5年8月14日（月）まで。

イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。

ウ 交付場所 アドレス <https://www.jr-tt.go.jp/>

(3) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和5年8月14日（月）16時00分。

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 郵送、信書便（民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）、持参、電子メール又はFAX（郵送の場合は書留郵便、信書便の場合は

書留郵便と同等のものに限る。電子メール及びFAXによる場合は、押印を省略する場合に限り認めるものとし、提出後は、着信確認のため、提出先に電話により確認すること。)により提出すること。

なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

- (4) 企画提案に関するヒアリング実施の有無、日時及び場所
ヒアリング実施の有無 実施しない。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約事務規程に基づく契約手続の完了までは、当機構との契約関係を生じるものではない。
- (8) 契約に係る情報提供の協力依頼
次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。
ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (9) その他の詳細は説明書による。